

グリーンピア八女  
宿泊約款  
(2016年10月改訂)

#### 適用範囲

(第1条) 1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。  
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

#### 宿泊契約の申し込み

(第2条) 1. 当施設に宿泊契約の申し込みを使用とするものは、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- ① 宿泊者氏名
- ② 宿泊日及び到着予定時刻
- ③ 宿泊料金
- ④ その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

#### 宿泊契約の成立等

(第3条) 1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立したものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

#### 申込金の支払いを要しないこととする特約

(第4条) 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないことの特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

#### 宿泊契約締結の拒否

(第5条) 1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ① 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
- ② 満室により客室の余裕がないとき。
- ③ 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ④ 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められるとき。
- ⑤ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- ⑦ 福岡県旅館業法施行条例第12条第1・2号の規定に該当するとき。

#### 宿泊客の契約解除権

(第6条) 1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### 当施設の契約解除権

(第7条) 1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為を認められるとき。
- ② 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- ③ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ④ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- ⑤ 福岡県旅館業法施行条例第12条第1項1・2号の規定する場合に該当するとき。
- ⑥ 寝室での寝たばこ、消防用具設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

## 宿泊の登録

(第8条) 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ① 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- ② 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- ③ 出発日及び出発予定時刻
- ④ その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## 客室の使用時間

(第9条) 1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

## 利用規則の遵守

(第10条) 1. 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 営業時間

(第11条) 1. 当施設の主な施設等の営業時間は備え付けパンフレットやフロントでご案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## 料金の支払い

(第12条) 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第2に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払は、通貨又は当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに変わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。当施設が宿泊客に客室を提供し使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 当施設の責任

(第13条) 1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 契約した客室の提供ができないときの取扱い

(第14条) 1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は、損害賠償に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 寄託物等の取扱い

(第15条) 1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品については、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の明示を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故障又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

## 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

(第16条) 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

## 駐車場の責任

(第17条) 1. 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故障又は過失によって損害をあたえたときは、その賠償の責めに任じます。

## 宿泊客の責任

(第18条) 1. 宿泊客の故意又は過失により当施設に対し、その損害を被つたときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

以上